

建築許可申請・建築確認申請 思い立ったその前にご確認ください！

Q 1 個別法上の土地利用の規制の有無に関し確認は済んでいますか。

Yes

No

<アドバイス1>
土地利用に関する法律上建築行為ができる場所かどうかご確認ください。

※ご注意！
農振農用地や農地かどうかの確認など都市計画法及び建築基準法以外の個別法上の確認は事業者（設計士等）で行って下さい。

Q 2 風景計画・風景づくり条例・自然環境保全条例に基づく事前協議は済んでいますか。

Yes

No

<アドバイス2>
「行為(変更)届出書」の準備をして事前協議を行って下さい。

Q 5 風景計画に基づく事前協議の結果、「適合」となりましたか。

Yes

No

Q 3 個別法上の土地利用の規制の有無に関し、確認が済んでいるものはチェックして下さい。

- *****
- 農振農用地（農政経済課）
 - 農地（農業委員会）
 - 森林地域（農政経済課）
 - 保安林（農政経済課）
 - 文化財指定区域（教育委員会）
 - その他
- *****

Q 4 土地利用に関する個別法上支障がない。

Yes

No

許可申請書又は
確認申請書を提出して下さい。

石垣市風景計画・風景づくり条例・自然環境保全条例は、建築物や工作物の建築等、開発行為、その他の行為が行われる際に、市民全体の財産である良好な自然環境と美しい自然風景などと調和しその優位性や特性を阻害することのない地域にあった計画にさせていただくための石垣市独自のまちづくりの方針を示すものです。ひとりでも多くの建築主ならびに設計に携わる設計士のみなさまのご協力をお願いいたします。

<アドバイス4>

■石垣市風景計画（4月25日策定・6月1日施行）における「良好な景観の形成のための方針」（第6章）及び「良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）」（第7章）の内容をご理解下さり、計画内容がそれぞれの地域における景観まちづくりの方針に合致したものとなるよう、ご協力をお願いいたします。

<アドバイス3>

○個別法にもとづく許認可が得られるかどうかあらかじめ担当部署にご相談下さい。
○農振農用地、農地、保安林となっている土地において建築確認手続きを行うことは可能ですが、確認＝着工可能ということではありません。
○個別法にもとづく許認可が得られる見込みがない計画は市条例上の事前協議が整わない恐れがありますので、ご注意ください。

